

過度の重圧を及ぼしている。」

しかし一般には、首相の発言は社会保障費用の国庫負担化 (Fiscalisation) をめざす提案だと受けとられており、さまざまな議論がなされている。

## II

いずれにしても、政府は少なくとも今年中には何らかの具体案を示してくるものと思われる。2大労組は、この政府のイニシアチブの先手をとってさきに述べた共同綱領という形で逆襲の矢を放ったわけである。この綱領は他の労組および共済組合連合会へ通知された後、野党各派へ提示されることになっている。労組側の主たる目的は、社会保障の問題をめぐって大衆闘争を組織化するためのキャンペーンを開始することにある。

共同綱領の中味そのものには、大した新味はなく、これまでも幾度も提唱された次のような提案がくり返されているに過ぎない。

- ・ 疾病保険＝診療費の80%および100%償還制への復帰。長期疾病および老人医療の一部負担金全額免除。第3者払い制の推進と普及。賃金と同額の傷病手当金の保

証。

- ・ 家族給付＝手当額の33%引上げ。賃金スライド制の実施。家族扶養負担の全面的補償。
- ・ 退職年金＝年金額を60歳で基準賃金の75%とすること。年金の最低保障額を最低賃金の80%に引上げ。
- ・ 財政方式＝1971年度で130億に上る「不当負担」の国家による返済。使用者拠出金の滞納30億フランの早期徴収。薬剤に対する付加価値税の廃止。使用者拠出金の増額

と配分の適正化。被用者の社会保障制度財政に対する国庫負担。

以上のような提案を行った後、次のように述べている。「これらの諸目標が実現し、かつこれと併行して、非被用者制度の調整と統一化がなされれば、全国民に、社会的事故に対する十分な保障を与えることのできる統一的な制度を樹立する道が開けてくる。」

*Le Monde*, 25 juillet, 12 avril 1973.

(平山 卓 国立国会図書館)

## 人口と社会の福祉



(西ドイツ)

西ドイツの連邦人口問題研究所は、連邦青少年・家族・保健省の委託による調査結果を発表したが、研究所長 Hermann・Schubnell は

この結果について次のように解説している。

1960年から1972年にかけて連邦共和国の人口は5,540万人から6,170万人と約6百万人、

11.3%増加した。もっともこの増加はもっぱら60年代中頃以来の外国人の流入によるもので、これに対して出生数は、1960年代に最高であった1964年に比し約36万4千人少なく、また1960年より26万8千人少なくなっている。このような持続的な減少の原因は、その影響とともに、非常に複雑であって、これを「ピル」の普及だけに帰するわけにはいかない、と Schubnell は述べている。

ピルを定期的に服用している婦人の数は、推定では、1964年の2%から1972年には25%に増えていると思われる。ピルが他の手段ほどの程度とってかわっているかについてもはっきりしたことは言えない。Schubnell の意見では、機械的な予防具の売上げの増えているところからみて、1966年以後の出生数の数の減少はあらゆる種類の予防手段が広範に用いられたためと考えられる。この場合個々の手段の優劣について公に、とりわけ若い夫婦の間で、議論されたために、自由に選択するようになったのであろう。

このような非タブー化は、多くの人々にモラルの低下として嘆かれるが、Schubnell は

これを家族計画との関連で肯定的に考え、これは人間が、自ら自身について、家族について、社会について判断するに当たって成人化する過程であるとしている。

この過程が今後どこまで進むか。人口の中に約300万の外国人が流入してきている1973年の初頭から2000年までの人口増加の見積りには、2つの可能性が考えられる。第1の可能性は、連邦人口が6,170万人から5,380万人に、4.4%減少するものである。第2の可能性は人口減少がさらに強度になって、西暦2000年には5,690万人、7.4%減るとするものである。

この推定には多数の不確定要素が含まれているにしても、仮に第2の可能性をとるとすれば1夫婦1.5人平均というのは少なすぎる。そうだとすれば、1980年には1972年より入学児童は36万人少ないことになる。またこれだと上級の学校教育を受ける青少年と、生産能力のある男女の比率は、1972年の56%から2000年には38%に落ちる。同様に今後20年間に老人、年金受給者による「負担」は減少し、2000年頃になってほぼ3%増える。

公的年金保険の給付能力が人口減少のため危うくなるという主張は根拠がない、と Schubnell は言う。今後30年の拠出者率は、可動的老齢限度制の年金給付及び保険料収入への影響を予想しても、また完全雇傭が進むことからみても、減少することはないと推定されているのである。

要するに、「公的年金保険の財政の伸びは1980年代中頃までは現在の出生率低下によって影響を受けない。その後財政負担の増大の時期が来るが、2020年以後は、年金受給者数の減少により、再び軽減する」と報告書は述べている。

1970年代末までの第一次の「年金の山」(受給者の増大期)に続いて、2010年頃に、現在の出生率低下による、第二次の「年金の山」が来ると予測される。その場合年金保険の財政方式は変更されず、かつ初め保険料を拠出しその後年金を受ける外国人がこれ以上流入しない、ということが条件である。こうすれば2000年までは平穩に発展を続けることができよう。

この調査は、青少年・家族・保健省の家族報

告 (Familienbericht) の一部として公表されるが、その中では大臣 Frau Focke は、社会の福祉と進歩は先ず第一に文化的科学的要素、教育の普及、社会的秩序にかかっており、

「多くの人口やその不断の増大は進歩にとって重大な危険を齎らす」と述べている。

Die Welt, 2. August, 1973.

(安積鋭二 国立国会図書館)

## 国民健康保険立法に関する その後の動き



(アメリカ)

すでに本誌第12号および第15号で紹介済みのアメリカにおける国民健康保険立法推進の動きは、連邦議会での他の緊急重要法案の審議および国民健康保険諸法案に関する公聴会開催についての下院の反対等によって、少くともここ当分中止の気配を見せている。

第92連邦議会で審議未了となった主要な法案のほとんどは、今議会に再提出されている。しかるに、再検討のため保健・教育・福祉省に差し戻しになった政府の国民健康保険法案

は、8月の連邦議会の休会もあって、いまだ委員会に付託されていない。

昨年から、国民健康保険関係諸法案の多くに、若干の修正がなされてきたが、政府案は完全な再検討のために、起草委員会に差し戻されている。そして新しい法案の提出は、この9月に期待されている。

昨年、ミルズ下院歳入委員長は、今年初めに若干の法案を報告することを歳入委員会に指示しているが委員長の見込みよりも審議

は遅くなり、歳入委員会は、これから議会で財源調達の方法から着手しなければならない。だが議会審議の最優先立法、例えば通商改正法案、税制改正法案およびおそらく私的年金改正法案等が、今議会のあらましの期間を占めることになるだろう。

歳入委員会の審議スケジュールが、このようにいっぱいなので、今議会においては下院の州際・対外通商委員会の保健小委員会が、国民健康保険に関するある種の公聴会を開くかもしれない。しかし、同委員会が健康保険法案を検討するという問題について、下院では若干の論議を喚起している。

### 立法の背景とこれまでの経過

医療費の急激な上昇および現行医療給付制度に関する不満が、国家の医療政策の大改正の要求を促進せしめていることは今も変りない。1972会計年度に、アメリカ国民は834億ドル、つまり国民総生産の7.6%を医療費に消費している。この金額は、1965会計年度のその2倍以上となっている。1965会計年度から1972会計年度までの増加分の約52%は、サ